

自衛隊とイラク派兵

日米同盟強化と石油収奪の思惑のなかで

瀬 厚

1 日米同盟強化路線の延長としてのイラク派兵

自衛隊のイラク派兵が強行されてから一年余りを経過した現在、あらためて派兵に踏み切ったこの国の政治スタンスが根本から問い直されようとしている。とりわけ、イギリスに次いでアメリカの有志連合の一角を占めていたスペインがイラクからの撤退を完了し、イラク全土で展開されている反米ゲリラ闘争が一段と加速されるなかにも、「人道復興支援」なる虚言を繰り返すばかりの日本政府の対米追従ぶりは、イラク派兵の決定が、結局は日米軍事同盟の延長線上においてなされたことを遺憾なく示している。

加えて、日本人が次々に拘束された事件に際しても、日本政府は事件発生の責任は拘束された者にあると断言し、拘束される背景をつくった当事者である日本政

府自身の責任意識を完全に欠落させたまま、拘束された者たちに浴びせられた誹謗・中傷に、便乗・黙認するのみであった。^①

日本政府は以前からNGOやフリージャーナリストには一貫して冷淡であり続けた。それは他でもない。NGOによる民衆支援方式の充実が、「国際貢献」（実際には対米貢献でしかないが）として自衛隊を「人道復興支援」を口実に派兵しようとする国家目標の支障となると考えてきたからだ。日本政府の念頭にあるのは戦火に晒され、死の恐怖に向き合われているイラク人の救済ではなく、アメリカとの同盟関係を維持することによって獲得されるはずの日本の「国家利益」にある。

スペインに続いて、撤退への意思表示や国内世論の

拡がりを見せている派兵諸国家の動きがあるなか、それでもなお、日本政府はあくまで派兵に執着しようとするのは、現在の国際政治がアメリカの覇権主義によって成立しているとの認識を抱いているからである。しかしながら、西欧諸国家の世論を概観すれば明らかにように、アメリカの一極主義（ユニラテラリズム）は確実に崩壊し始めているし、この間のアメリカ軍のイラク市民に対する虐殺と虐待の事実、そして何よりもイラクの現状が、アメリカの覇権主義の危険性と戦争による平和創出の非現実性を一層明らかにしてきたのである。

それにも拘わらず、日本はそのような国際社会にも背を向ける行為を改めようとしなない。その意味で、アメリカに追従する日本は、アメリカとともに国際社会で孤立化への道を選択しようとしているといえよう。

2-〈軍事占領支援〉が本来の目的

今回は侵略戦争への「派兵」ではなく、「人道復興支援」のための「派遣」だとする政府・防衛庁側の説明がなされ、そのことを信じるしかない自衛官本人や御家族、また、この見解に同意する多くの人々が存在することも確かである。しかし、戦前期日本の侵略戦争の時代においても、兵士を送る言葉は、アジア人の

「解放」や「聖戦の完遂」など、美しい言葉に彩られていた。「人道復興支援」の美名に秘められた思惑や侵略は、この美名の下に見事なまでに覆い隠されている。確認しておきたいが、今回の自衛隊のイラク派兵の目的は、「人道復興支援」ではなく、明らかにアメリカとイギリスの両軍によって実行されているイラク軍事占領への加担以外の何ものでもない。いうならば、〈軍事占領支援〉と呼ぶべきものである。

本場に「人道復興支援」というならば、大河であるチグリス・ユーフラテス川に沿ったサマーワ市周辺は水が潤沢なはずであり、総額で四〇四億円もの経費を投入してまで自衛隊という武力組織を出さなくとも、川から給水し、浄化するための給水ポンプや浄化装置を現地に送り、これを操作する技術指導員を派遣すれば事足りることは、実は誰もがわかっていることだ。

その自衛隊は現在、東京ドームの一二個分もの面積を有する「宿営地」という名の陣地を構築した。自衛隊派兵の根拠法であるイラク特措法に従って、自衛隊は「非戦闘地域」に「派遣」されたことになっているものの、実際には二重鉄条網によって外部から遮断された堅固な要塞基地あるいは武装基地が日本政府の言う「非戦闘地域」に忽然として姿を現わした格好となった。

つまり、イラク人からすれば、とりわけアメリカを筆頭とする外国軍の退去を求める人々からすれば、それまで平穏だったサマーワが事実上「戦場地」となったことを意味する。自衛隊の陣地には、すでにロケット砲弾が撃ち込まれたという事件が発生したように、日本政府および自衛隊のご都合主義的な判断とは別に、現地では自衛隊の陣地構築と同時に戦場域が新たに設定され、現実に戦場化している実態は、もはや覆い隠すことができないところまでできている。

要するに、自衛隊派兵により、「非戦闘地域」が戦闘地域化していくのである。それでもなお、ほとんど実質的な成果を挙げていない「人道復興支援」という虚言を日本政府が繰り返すのは、他でもなく政治目的と経済目的が設定されているからだ。すでに多くの指摘のある通り、日米同盟を強化・堅持したいとする強い政策的要求と、イラクを基点とする中東の石油市場への従来型ではない参入方式を確保したいとする石油利権獲得への資本の要望があったからである。

加えて、そこにはグローバル化が進む日本企業が、自衛隊という軍事プレゼンスを後ろ盾にして、さらなる海外進出を果たしたいとする渴望が存在することも否定できない事実である。「人道復興支援」のパフォー

マンスを逞しく演じながら、あくまで「国民的理解」（II世論の支持）を求めるなかで、本音を実行しようとしているのである。

3 自衛隊の「日本軍」化に拍車かけるイラク派兵

新ガイドライン三法、有事関連三法、そして、今回の有事関連七法の合計有事関連一三法が出揃うことによって、三矢研究をとりあえずの起点とし、一九七八年に福田赳夫首相の指示によって公然化した一連の有事法が最終段階を迎えることになった。もちろん、戦後連綿として企て続けられた有事法体制が当初の思惑通り進捗したわけでもなかったし、また、特に防衛庁側が想定してきた有事法体制が規定方針通り実現したわけでもない。当然ながら、冷戦体制下の有事法制と脱冷戦時代のそれとは、有事法制への役割期待や位置づけに明らかな相違が見られる。

端的にいうならば、冷戦体制下の有事法制およびそれによって構築されるとする有事体制は、具体的にはソ連の日本侵攻を想定し、これに対抗するにアメリカ軍と共同しつつ、日本有事に備えるという、言うならば防御的有事法制あるいは後方支援型有事法制という性格を有していた。しかし、脱冷戦下では、ソ連侵攻の可能性が消滅したことを踏まえ、極めて攻撃型有事

法制あるいは前方展開型有事法制への質的転換をアメリカの要請によっても迫られることになる。相手からの攻撃を事前予測したうえで先制攻撃作戦の展開を図ろうとする武力攻撃事態対処法に盛り込まれた文言は、その性格を遺憾なく示したものだ。

確かにこのたびの自衛隊のイラク派兵はイラク特遣法を派兵の根拠法にはしているが、同時に戦闘部隊を間違えなく戦場と化したイラクに派兵した歴然たる事実からは、一連の有事法制との関連性を無視するわけにはいかない。とりわけ、アメリカの有事対処法としての周辺事態法（一九九九年）と、日本有事対処法としての武力攻撃事態対処法（二〇〇三年）とが、有事関連七法の目玉である「国民保護法」という名の実質〈国民動員法〉、あるいは〈国民統制法〉によって有機的な結合がなされた場合、その全体を戦争法というカテゴリーで捉えざるを得ない状況がいままさに出現しようとしているのだ。

いずれにしても自衛隊のイラク派兵によって一連の有事法制が文字通り実体化される状況にあると同時に、自衛隊自体も派兵行為、すなわち海外への軍事力展開を繰り返すなかで、軍隊としての内実を深めていくことも明らかである。それは「専守防衛」をスローガン

とする国土防衛部隊としての自衛隊の本来的な役割を大きく逸脱し、戦場地に展開することによって文字通りの実戦部隊に変容を遂げようとしているのである。自衛隊は有事法制と戦場地イラクへの派兵という既成事実によって、文字通り「日本軍」として再編されているのである。実は、そこに最初から自衛隊派兵ありきの思惑があったのだ。

そのような現実を側面で支援するかのように、防衛庁の省への昇格問題や、制服組のトップである幕僚長の国務大臣級レベルへの格上げを意図する認証官待遇の要求など、ここに来て自衛隊の宿願であった「日本軍」化への企図が一段と強まっていることも看過できない。

一連の有事法制整備とイラク派兵は、アメリカの対イラク戦争の開始以前から予定された日本政府の選択ではないにせよ、客観情勢としては、有事法整備と政策決定とは結果的に分かち難く結びつき、相互にその意味合いを一層補強する関係を築き上げていくといえる。とりわけ、武力攻撃事態対処法という、これまでの有事法制には見られなかった攻撃的な軍事法制を整備したこの国が、言葉による取り繕い（つぐな）いは別として、戦場地であるイラクに自衛隊という正規軍を派兵する

この意味は、その軍事的外交的な意味以上に、何よりも政治的なメッセージ性は極めて強いものがある。

それは内外に向けて、日本が戦後政治において一貫して自らに制約を課すことで獲得してきた「平和国家」日本の内実を自己否定して見せる機会となっていることである。小泉政権が、どれほど口先で「人道復興支援」という文言を繰り返したとしても、現地に展開する自衛隊の実態を見るまでもなく、大方の人々はその文言が虚言であることを知っている。知ったうえで、派兵賛成派は小泉政権を支持しているのである。

4 一石油収奪に奔走する日米企業の実態

イラク「戦争」がアメリカによるイラクの石油収奪戦略の一環として強行された事実は、すでに多くの指摘があるので繰り返さない。ただ、この「戦争」が開始される一年前から、世界最大の石油会社エクソン・モービルのシンク・タンクが作成した『戦略的エネルギー政策 二一世紀に向けた挑戦』や、アメリカの大手石油設備関連会社であるハリバートン社の最高経営責任者を務め、現在副大統領の職にあるチェイニーが深く関与している「国家エネルギー政策グループ」が作成した報告書などは、大量破壊兵器保有の有無に拘らず、最初から石油埋蔵量世界第二位のイラクが狙

われていた確たる証拠を示すものである。

すなわち、「戦争」開始の一年も前から戦争発動によってアメリカの産業用と軍需用に使用する巨大な消費を長期的に保障するために、イラク石油の収奪が最高の国家戦略として俎上(こじょう)に挙げられていた事実だけは確認しておくべきであろう。したがって、サダム・フセインが隠し持つ大量破壊兵器(WMD)を戦争という強行手段によって破壊することが目的だとする戦争の理由はまったくのデマゴギー、完全な嘘であったことは、ブッシュ大統領およびその周辺以外、すでに誰もが認めていることである。

5 イラク「戦争」の性格

戦争目的は明々白々であるが、そのことと同時に重要なのは、この戦争の性格についてである。筆者は、ここまで繰り返し戦争の用語を使うが、正確に表記すれば「戦争」となる。すなわち、アメリカにとっての対イラク戦争は、客観的にいうならば本来の意味での戦争とはとてもいえるものでない。結論を先にいえば、アメリカのイラクに対する、あるいは中東諸国のムスリム(イスラム)の人々に対する圧倒的な戦力を投入しての「国家テロ」である。国際法をも完全に無視し、国際連合(UN)の介入や、フランスやドイツ

など多数の諸国政府・国際世論の制止をも振り切る形で強行し、その一年後の今日、当事者であるアメリカの兵士の戦死者数も七〇〇名以上（五月一日現在）となっている。

イラク市民の戦死者数もおよそ七〇〇〇名から一万名近いと予測されるが、アメリカ軍だけで一二万人以上の大量の精鋭軍が投入されながら、イラクの治安は悪化する一方とされるように、要はイラク全土で反米ゲリラ闘争が展開されている。つまり、この「戦争」の本質は、アメリカによるイラクへの「国家テロ」に対する、イラクの自立と解放を目的とした民族や部族の解放闘争という性格を日毎に一段と鮮明にしている。ここでは、アメリカの「自由」や「民主主義」を強制的にイラク社会に注入することによって、アメリカのゲローバリゼーションをイラクを基点とする中東地域にも拡大しようとするアメリカの思惑への反撃が、周辺のみスリム諸国市民を巻き込む形で展開されている。

本来豊かな歴史と文明を持ち、プライドが高く、自立心の強いイラク人の人びとは、さまざまな困難を克服する潜在的な力に満ち溢（あふ）れている。それをアメリカを筆頭とする派兵諸国家が暴力と恫喝（どくわ）によって押し潰（つぶ）そうとしているのである。だから、私たちがなし得る

のは、決してアメリカやこの国の国益を優先した関与ではなく、あくまでNGOを中心とした民際支援（シビル・サポート）に徹することであって、ゆめゆめイラク人自身による自立と復興の邪魔をしてはならないということだ。「イラク戦争」とは、アメリカによるイラクをターゲットとした「国家テロ」と呼ぶしかない、国際法や国際常識をまったく無視した暴挙であり、不当な暴力の発動である。それをあえて「国家テロ」と呼んでおきたいのである。

「テロリズム」の基本概念は、構造的かつ連続的な暴力によってターゲットを粉砕し、政治目的を達成しようとするものだが、アメリカ軍とイギリス軍による「軍事占領」の形式を踏んではいるものの、実態はアメリカ軍が縦横に暴力を振るうことで、反米勢力を駆逐しようとする暴力支配が貫徹されている。その歴然たる事実は、去る六月二十八日の「主権移譲」後のイラクにおいても実質上変化しない。そうした事態を批判的に捉えた場合、あえてアメリカ国家による「組織的テロ行為」と表現しておきたい。

したがって、「反テロ戦争」という呼称自体が、いまイラクで起きている事態を根本から見誤る結果を招いてしまう。テロの実行主体は決してイラクの人々や

日本政府やマスコミが断定しているような「テロリスト」集団ではなく、アメリカとそれに同調する国家およびその軍隊ということになる。その意味でいえば、「反テロ戦争」なるものに追隨・同調している日本は、ゲリラ闘争を戦う人々の眼からすれば、「テロ支援国家」と映らざるを得ないのである。このパラドックスに、あまりにも私たちの社会が無自覚であることは極めて深刻な問題だ。

強調しておきたいことだが、この「イラク戦争」を特徴づけているのは、民族解放の、より細部的にいえば部族社会であるイラクの解放を希求する人々が、巨大な国家アメリカに抵抗する手段としてのゲリラを展開しているのであって、これに、あらゆるマスコミを動員して事態の本質を隠蔽しつつ、自らの石油確保戦略や自国利益第一主義、さらにはアメリカ資本主義の世界覇権主義を貫徹しようとする思惑を実現すべく、「国家テロ」が繰り返されていると見るのが正確であろう。

しかし、その思惑はあらゆるムスリムの人々の怒りを増幅させ、それが結果的には「戦争終結宣言」以降でも、アメリカ兵士をはじめとするイラク派兵諸国家の軍隊の犠牲を招いている。この犠牲は、アメリカを

筆頭とするイラク占領軍が完全撤退しない限り、そして、イラクの「イスラエル化」への野心を放棄しない限り、一層拡大していくことは間違いない。

そして、その犠牲者のなかに、派兵された自衛官がいつ含まれてもおかしくない現実がそこにある。ここであらためて、戦後の平和憲法体制下において、自衛隊が加害者の側に回ったことが絶無という歴然たる事実の重みを今一度確認しておくべきであろう。その事実を支えてきたのが、平和憲法であったという明々白々の歴史が、いま反故にされようとしている現実にあることも確認しておかなくてはならない。しかしながら、拘束された人々へのあの冷淡なスタンスを隠そうとしなかつたこの国家が、イラクの人々の人道支援に本腰を入れていたとは到底思われぬ。

つまり、平和憲法の精神とは、戦争の手段による国際社会への関与を全面否定することによって、自国民だけでなく、本来における普遍的な意味での人道支援を結果する、この国のスタンスを宣言したものである。それにも拘わらず、いま自衛隊が本来の「専守防衛」の役割を自ら放棄して、武力装置の発動と威嚇によって、石油資源の収奪戦に参画している実態は、明らかに平和憲法の精神をないがしろにするものに他ならぬ

い。そのこと自体が、憲法の前文にも示された国際社会における日本の役割をも否定する行為なのである。

それゆえ、私たちは「人道復興支援」なる虚言に惑わされることなく、イラク派兵の目的が所詮は〈軍事占領支援〉にすぎないこと、そして、この種の支援を継続する過程で、この国の軍事国家化に一段と拍車がかかっていくことを認識しておかなければならない。そうした事実を繰り返して検証し、批判していくためにも、あらためて平和憲法の原点に立ち戻りつつ、私たちのスタンスを確固たるものにしていかななくてはならない。

【注】

1. とりわけ自民党の柏村武昭参議院議員が参院決算委員会での質問発言において、拘束された日本人を「反日的分子」と断定したことには深い憤りを感じざるを得ない。この問題については、『朝日新聞』二〇〇四年四月二十八日の社説『「反日」とは何ですか』など参照されたい。
2. 戦後日本における有事法整備の歴史過程については、拙著『有事法制とは何か その史的検証と現段階』（インパクト出版会、二〇〇二年刊）で詳細に論じた。また、その他の有事法制について頼瀬は、『検証・新ガイドライン安保体制』（インパクト出版会、一九九八年刊）、『周辺

事態法』（社会評論社、二〇〇〇年刊）、『有事法の罫にだまされるな』（凱風社、二〇〇二年刊）などの著作を出版している。

3. 国民保護法及び有事関連七法全体については、拙稿『国民保護法案の狙いは何か』（『科学的社会主義』第七二号、二〇〇四年四月）及び『有事関連七法案が意図するもの』（同、第七三号、二〇〇四年五月）を参照されたい。
4. 防衛庁の「防衛省」さらには「国防省」への名称変更を要求する動きについては、拙稿『危険な防衛庁「省」昇格の動き』（『社会新報』第四二七四号、二〇〇四年一月一七日付）を参照されたい。また、最近の報道によると自衛隊制服組の最高幹部が防衛庁の文官（背広組）が持つ監督権限を削除し、制服組と背広組を対等に位置づけるよう具体策を提言していることが明らかになった。これは文民統制（シビリアン・コントロール）の原則を否定するものであり、極めて危険な動きである。
5. 筆者は、日本国家の現状を「派兵国家」と規定しつつ、これを超えていく論理を編み出していく緊急性を痛感しており、この問題意識から『有事体制論——派兵国家を超えて』（インパクト出版会）を六月に出版した。

（こうけつ あつし・山口大学）